

北九州市監査公表第 37 号
平成 24 年 11 月 8 日

北九州市監査委員 山 口 彰
同 大 津 雅 司

平成 24 年 9 月 12 日付で地方自治法第 242 条第 1 項の規定により提出された北九州市職員措置請求について、同条第 4 項の規定により監査を行ったので、その結果を公表する。

目 次

	頁
第 1 監査請求の内容	1
1 請求人	1
2 請求書の提出日	1
3 請求の内容	1
第 2 監査委員の除斥	1 2
第 3 要件審査	1 2
第 4 監査請求の受理	1 2
第 5 政務調査費制度の概要	1 2
1 政務調査費制度の沿革	1 2
2 政務調査費関連法令等	1 3
第 6 監査の実施	1 6
1 監査対象事項	1 6
2 監査対象部局	1 7
3 監査の方法	1 7
4 請求人の証拠の提出及び陳述	1 7
5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員の 聴取	1 8
6 関係人調査	2 0
第 7 監査の結果	2 1
1 基本的な考え方	2 1
2 監査委員の判断	2 2
3 結論	3 0
第 8 監査委員の意見	3 0
別紙 1 請求人の主張に対する説明・意見等	3 1

北九州市職員措置請求に係る監査結果

第1 監査請求の内容

1 請求人
(略)

2 請求書の提出日
平成24年9月12日

3 請求の内容

(「北九州市職員措置要求書」の原文のまま掲載)

第1 違法性・不当性ある各会派の政務調査費の支出

1 研究研修費について

(1) A議員(ハートフル北九州)が支出した講座開催費用について

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。

しかしながら、以下のA議員が主催した講座は、市政の諸問題についての研究会等とは到底言えない(甲1~2)。しかも、この講座では参加者から参加費を徴収している(甲3)。この参加費をどのように処理したのかも重大な問題である。

2011年12月6日 女性が元気になる講座「スマートフォン活用術」

2012年3月17日 女性が元気になる講座「フェイスブック活用術」

これらの講座開催費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

(2) B議員(自由民主党)が支出したコインパーキング料金について

B議員は、2011年4月7日に次のようにコインパーキングを利用している(甲4)。

9:11入庫 12:01精算

9:05入庫 10:33精算

コインパーキングの利用時間が重複していることから明らかなように、このいずれかはB議員が乗っていた自動車の駐車料金ではない。

また、平成23年5月3日には、17:32という全く同時刻に2カ所のパーキングを利用している(甲5)。

これもいずれかはB議員が乗っていた自動車の駐車料金ではない。

また、これらのパーキング利用料金がどのような研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している。

このような重複するパーキング利用料金が、研究会等の参加に要する経費にあたらぬことは明らかである。

これらのパーキング利用料金の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

(3) C議員(自由民主党)が支出したコインパーキング料金について

C議員は、2011年4月2日に次のようにコインパーキングを利用している(甲6)。

14:49 入庫 15:42 精算

15:06 入庫 18:12 精算

コインパーキングの利用時間が重複していることから明らかなように、このいずれかはC議員が乗っていた自動車の駐車料金ではない。また、これらのコインパーキング利用料金がどのような研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している。

このような重複するコインパーキング利用料金が、研究会等の参加に要する経費にあたらぬことは明らかである。

これらのコインパーキング利用料金の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

(4) D議員(自由民主党)やB議員(自由民主党)が研究研修費名目で支出したガソリン代について

政務調査費に関する用途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。

しかしながら、B議員は2011年4月27日にガソリン43.7リットルを購入し、翌28日にも30.63リットルものガソリンを購入している。この4月だけで53,920円分ものガソリンを購入しているのである(甲7)。

また、2011年7月7日にガソリン29.8リットルを購入し、さらに翌8日にも37.78リットルものガソリンを購入し、7月だけで67,950円ものガソリンを購入している(甲8)。同年6月にも、62,436円ものガソリンを購入している(甲9)。

D議員は、平成23年5月に2万円以上ものガソリンを購入し、そのうち79.7%に相当する16,782円を政務調査費から支出している(甲

10)。

これらのガソリン購入が、どのような市政問題に関する、どのような調査研究活動や、研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している。このような短期間で大量のガソリン購入が、調査研究活動や研究会等の参加に要する経費にあたらぬことは常識的に明らかである。

また、D議員に関しては79.7%という按分割合の根拠も不明である。以上の通り、これらのガソリン購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

(5) 複数の議員が研究研修費名目で支出した車のリース代について

政務調査費に関する用途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。

しかしながら、E議員(自由民主党)、F議員(自由民主党)、G議員(ハートフル北九州)、H議員(ハートフル北九州)、I議員(ハートフル北九州)やJ議員(ハートフル北九州)らが支出している車のリース代金は、どのような市政問題に関する、どのような調査研究活動や、研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している(甲11~16)。

さらに、政務調査費に関する用途基準の運用マニュアルの3頁は、「私的な資産形成につながる経費」については、項目の如何を問わず支出を禁じており、同5頁は、車の購入経費や維持管理経費についての支出を禁じている。

自動車のリース代には、通常、自動車税や自賠責保険料など維持管理費が含まれている(甲17)。つまり、リース代の支払は、自動車の分割購入と何ら変わらない実態を持っている。自動車の購入費用の分割代金が「私的な資産形成につながる経費」に該当することは明らかであり、これと何ら変わらない実態の自動車リースの支払も「私的な資産形成につながる経費」の支出に該当することは明白である。

これらの自動車リース代の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

(6) 都市高速利用料に関する支出

政務調査費に関する用途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。

しかしながら、K議員(自由民主党)の都市高速利用料の支出は、どのよ

うな市政問題に関する、どのような調査研究活動や、研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している(甲18)。この点、運用マニュアル4頁では公共交通機関の運賃等に関する部分において「行先・目的等を明らかにしておくことが必要です」と記載されている。この点は、有料道路代を支出する場合にも当然に当てはまるものである。

さらには、同一区間をくり返し利用するケースが散見され、自宅等から議会棟までの移動といった日常的な交通における都市高速の利用を、政務調査費から支出している疑いが強い。各議員には、このような交通費的な経費として、費用弁償が支出されており、このような支出は政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル3頁で堅く禁止されている「経費の二重支出」に該当する。

よって、これらの都市高速利用料の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

2 調査旅費について

公明党のL議員、同じくM議員、同じくN議員、同じくO議員、同じくP議員は、都市高速やこれと連続している若戸大橋を、1ヶ月に多数回にわたり利用し、その利用料を調査旅費として支出している(甲19~23)。しかし、この支出は違法不当な支出である。

理由は以下の通りである。

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル8頁は、調査旅費の内容「調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」と定義づけている。同頁は同時に、調査目的の明確化のために、「出張に先立って調査項目等を準備すること」や、「調査を実施したことが明らかになるような資料を添付した調査報告書を作成し、保管すること」を要求している。

このように、調査旅費の支出は、「出張といえるような先進地調査又は現地調査」の費用であることが前提となっている。したがって、都市高速を1ヶ月間に何十回も利用した費用を支出することは想定されておらず、そもそも許されないのである。

また、各議員には、交通費的な経費として、費用弁償が支出されており、このような支出は政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル3頁で堅く禁止されている「経費の二重支出」に該当する意味でも違法である。

確かに都市高速で行ける程度の近距離の「出張といえるような先進地調査又は現地調査」もあり得るかも知れないが、その場合には、都市高速を利用した回数だけ調査報告書が作成されていなければならない。したがって、これらの都市高速等の利用が、真実の「先進地調査又は現地調査」であるなら、

都市高速利用回数分の調査報告書が存在し保管されているはずである。しかし、常識的に考えて、1ヶ月に数十回も「先進地調査又は現地調査」を行うことはあり得ない。以上のとおり、これらの都市高速利用料の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

3 資料購入費について

政務調査費に関する用途基準の運用マニュアルは、資料購入費の内容を「調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」と定義づけている。

しかしながら、以下の各議員が購入した書籍は、調査研究活動のために必要な書籍とは到底言えない。

(1) Q議員(ハートフル北九州)(甲24)

「智恵子抄」

(2) J議員(ハートフル北九州)(甲25)

「歴史は眠らない」

「論語」

(3) R議員(自由民主党)(甲26)

「虚像」

「日本遺産 神宿る巨樹」

「地球のすばらしい樹木たち」

「美、いのり」

「20世紀 日本の美術」

(4) S議員(自由民主党)(甲27)

「体脂肪計タニタの社員食堂」「平清盛」

「面白いほどよくわかる平家物語」

(5) T議員(自由民主党)(甲28)

「タニタ式カラダのひみつ」

(6) U議員(自由民主党)(甲29)

「ララチッタアジア 台北」

(7) V議員(日本共産党)(甲30)

「いつでも元気」11年8月号

これらの書籍購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

4 広報費について

W議員(自由民主党：旧「市民の声」)は、平成22年6月8日に購入したハガキ代5,000円を平成23年度の広報費より支出している(甲31)。北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例の第7条によると、ある年度において交付を受けた政務調査費の使途として認められるのは、その年度中の必要な経費だけである。

よって、この支出は、条例に違反しており違法である。

5 人件費について

X議員(ハートフル北九州)は、人件費の項目で116万5000円もの政務調査費を支出している。しかし、領収書の記載は政務調査事務委託料もしくは政務事務委託料となっている(甲32)。

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、調査委託費の支出と人件費の支出については取り扱いを明白に区別している。

例えば、マニュアル7頁では、「調査委託を実施するときは、委託の目的、調査事項、委託期間、委託金額、委託先などの具体的契約内容を記載した調査委託契約書によって契約し、調査報告書とともに保管することとします」と記載され、マニュアル15頁には、「雇用契約を締結するなど雇用関係を明らかにする書類を作成し、保管することとします」と記載されており、保管義務の対象となる書類が異なる。

また、人件費に関しては按分の記載があるが、調査委託に関しては按分の記載がない(委託調査という性格上当然であろう)。

このように、政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは両者を明確に区別しているが、X議員は、政務調査事務委託料もしくは政務事務委託料名目の領収書なのに、金額を按分しており、両者を混同するような取り扱いをしている。

領収書によると、最大7名から最小4名と人数がほぼ毎月変動しており、しかも、金額も不規則に変動している。この点からすると、雇用の実態があったとは考えがたい。そうすると、この支出の実態は調査委託である可能性が高いが、この場合には親族への委託は禁じられることになる(7頁)。人件費の項目で支出することにより、親族への委託禁止を回避しようとした可能性もある。

しかし、この支出を調査委託と考えると、7月から3月までの期間、毎月複数の事項について調査委託を行った結果全部で49の調査委託を行ったことになるが、それだけの調査項目が存在するとは考えがたい。人件費の項目で支出することにより、調査委託契約書の作成や保管を回避しようとした可

能性もある。

以上の通り、この支出に関しては、不自然な点が多い。監査委員においては詳細に調査を行うべきである。

6 事務所費について

(1) Y議員(自由民主党)に関する携帯電話端末代の支出について

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル17頁には、「携帯電話の購入費及び買い換え費用の支出はできない」と記載されている。そして、そのとおりに携帯電話の利用料から端末代を控除して、政務調査費を支出している議員もF議員など多数存在する。

しかしながら、Y議員は端末代を含めた11ヶ月分のipad使用料の4分の1を政務調査費から支出している(甲33)。

しかも、2011年6月分については、重複して支出している。

これらの支出のうち端末代に相当する部分は、運用マニュアルに明確に違反しており違法・不当である。

(2) Z議員(自由民主党)に関する事務職員の携帯料の支出について

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、携帯電話使用料について政務調査費からの支出を認めているが、支出が認められる携帯電話使用料は、議員自身が使用した料金に限られる。なぜなら、事務員が電話をする場合には、事務所の電話機を利用することが通常であり、その方が安価である。

そして、事務所の電話機の使用料については政務調査費からの支出が認められており、重ねて携帯電話の使用料を支出する必要性が存在しないからである。同マニュアルの記載も議員自身が使用した携帯電話使用料を前提とした記載になっている。

Z議員は、事務所の職員の携帯電話使用料として4,004円を政務調査費から支出しており(甲34)、この支出は運用マニュアルに明確に違反しており違法・不当である。

(3) S議員(自由民主党)のブルーレイレコーダー購入費用の支出について(甲35)

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、事務所費の内容「調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定義づけている。

しかしながら、ブルーレイレコーダーは、高画質を謳い文句とする光ディスクであり、高画質が求められる映画鑑賞などのための高価な機器である。

したがって、調査研究活動において必要性が認められる機器ではない。政

務調査における情報収集としてはより安価なDVDレコーダーでも十分に可能である。また、DVDレコーダーであれば多くのパソコンに普及しており、情報媒体としての利便性はブルーレイディスクを優に上回る。

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、私的な資産形成につながるような事務機器の購入を禁じているが、上記のようにDVDレコーダーの方が利便性が高いにもかかわらず、高価なブルーレイレコーダーを購入することは私的な資産形成につながりかねず許されない。

よって、S議員のブルーレイレコーダー購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

(4) a議員(ハートフル北九州)の短期間の複数パソコン購入について

a議員は2011年8月20日パソコン1台を購入後、わずか4ヶ月後の同年12月9日に再びパソコン1台を購入している(甲36)。

このような短期間でのパソコン購入には、調査研究活動のための必要性が認められない。

よって、a議員の2011年12月9日のパソコン購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。

(5) b議員(ハートフル北九州)の事務所の賃貸料について

b議員は、平成23年4月から平成24年3月まで、毎月の事務所賃貸料を賃貸人に毎月12万円支払ったとして、そのうち半分の6万円を政務調査費から支出している(甲37)。しかし、同議員が提出している12枚の領収書の金額はすべて6万円であり、同議員が賃貸人に1ヶ月分の家賃として毎月12万円を支払った証拠は存在しない。

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルには、「要した費用の実費を支出することを原則とします」となっており、実費額の証明が支出の要件とされている。

したがって、調査研究活動以外にも利用されている事務所の賃貸料として政務調査費から72万円を支出するには、144万円の家賃支払を証明する領収書が必要である。しかしながら、b議員については上記のとおり72万円分の領収書しか提出されていないので、同議員の12ヶ月分の事務所賃貸料として政務調査費から支出された72万円のうち36万円については、違法・不当な支出である。

第2 北九州市の損害

北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例第7条によると、その年度において政務調査費に残余があるときは、市に返還されることとなっている。

第1項でのべたような違法不当な政務調査費の支出により、本来、市に返還されるべき政務調査費の残余额が別紙一覧表のとおり2,684,069円減少しており、これだけの損害が市に発生している。

よって、監査委員は、前述の支出について、違法・不当な点がないか監査を行うべきである。そして、監査により違法不当な点が明らかとなった場合は、北九州市長に対して、違法・不当な支出の全額の返還を会派に命ぜよとの勧告を行うべきである。

なお、青森地方裁判所の平成18年10月20日付判決(平成17年(行ウ)4号、甲38)は、判決書12頁において、「議員が政務調査研究活動に資するために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、これを補足する説明も行わない場合には、...これを正当な政務調査費の支出であると認めることはできない」と判示している。監査委員においては、この判決の趣旨に則って監査を行うべきである。

地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添付の上、必要な措置を請求する。

事実を証する書面

本文中で指摘している以下の甲号証

甲1号証～2号証	政務調査費領収証等の写しの添付用紙
甲3号証	A議員のホームページからダウンロードした講座の案内文2通
甲4号証～16号証	政務調査費領収証等の写しの添付用紙
甲17号証	自動車リース料金に含まれる内訳を解説した文書(インターネットよりダウンロードした文書)
甲18号証～37号証	政務調査費領収証等の写しの添付用紙
甲38号証	青森地方裁判所平成18年10月20日付判決(平成17年(行ウ)4号政務調査費返還履行請求事件)
	以上

政務調査費 監査請求 一覧表

	議員名	会派	項目	金額	備考	証拠番号
1	記載省略	ハトフル北九州	研究研修費	20,876		甲1～3
2		自由民主党	研究研修費	1,500	コインパーキング代	甲4～5
3		自由民主党	研究研修費	1,100	コインパーキング代	甲6
4		自由民主党	研究研修費	92,155	ガソリン代	甲7～9
5		自由民主党	研究研修費	16,782	ガソリン代	甲10
6		自由民主党	研究研修費	12,416	車のリース代	甲11
7		自由民主党	研究研修費	34,750	車のリース代	甲12
8		ハトフル北九州	研究研修費	288,540	車のリース代	甲13
9		ハトフル北九州	研究研修費	83,940	車のリース代	甲14
10		ハトフル北九州	研究研修費	103,956	車のリース代	甲15
11		ハトフル北九州	研究研修費	12,285	車のリース代	甲16
12		自由民主党	研究研修費	21,975	都市高速利用料	甲18
13		公明党	調査旅費	101,100	都市高速利用料	甲19
14		公明党	調査旅費	45,015	都市高速利用料	甲20
15		公明党	調査旅費	57,925	都市高速利用料	甲21
16		公明党	調査旅費	96,775	都市高速利用料	甲22
17		公明党	調査旅費	26,100	若戸大橋通行料	甲23
18		ハトフル北九州	資料購入費	280	書籍代	甲24
19		ハトフル北九州	資料購入費	1,950	書籍代	甲25
20		自由民主党	資料購入費	18,270	書籍代	甲26
21		自由民主党	資料購入費	4,140	書籍代	甲27
22		自由民主党	資料購入費	979	書籍代	甲28
23		自由民主党	資料購入費	1,050	書籍代	甲29
24		共産党	資料購入費	380	書籍代	甲30
25		旧 市民の声	広報費	5,000	H22.6.8 支出の八ガキ代 現在の会派は自由民主党	甲31
26		ハトフル北九州	人件費	1,165,000		甲32
27		自由民主党	事務所費	8,855	携帯端末購入代 端末代3,220円÷4×11ヶ月	甲33
28		自由民主党	事務所費	4,004	事務職員の携帯電話利用料	甲34
29		自由民主党	事務所費	29,369	ブルーレイレコーダー購入	甲35

	議員名	会派	項目	金額	備考	証拠番号
30	記載省略	ハートル北九州	事務所費	67,602	複数のパソコン購入	甲36
31		ハートル北九州	事務所費	360,000	事務所の賃貸料	甲37
	合計			2,684,069		

自由民主党	247,345
ハートル北九州	2,104,429
公明党	326,915
旧市民の声	5,000
共産党	380
合計	2,684,069

- 注1 請求内容は、上記一覧表を含め平成24年9月28日付で提出された「補正書」の内容を反映させた。
- 2 請求人の氏名等は略した。
- 3 プライバシー保護の観点から、個人名は記号化した。
- 4 見出し符号は、本文に合わせた。

(事実を証する書面は記載省略)

第2 監査委員の除斥

新上健一監査委員及び森浩明監査委員は、本件監査に当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条の2の規定により除斥とした。

第3 要件審査

請求人は、平成23年度政務調査費支出について、北九州市議会の各会派の違法・不当な公金支出の有無を監査し、各会派に違法・不当な支出の全額を返還させることを求めていることから、市長が各会派に対し不当利得返還請求権を行使していないという、「違法又は不当に財産の管理を怠る事実」についての監査を求めているものと認められる。

また、地方自治法第242条第2項は、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、住民監査請求をすることができないと規定しているが、怠る事実については、不作為としての性質上、これを制限しないものとされており（最高裁判所昭和53年6月23日判決）1年の期間制限を適用すべきではないと判断される。

第4 監査請求の受理

地方自治法第242条第1項に定める要件を満たしていることから、平成24年9月20日、監査請求の受理を決定した。

第5 政務調査費制度の概要

1 政務調査費制度の沿革

(1) 制定前の市政調査研究費

市議会議員の市政に関する調査研究に資するため、「北九州市議会における各会派に対する市政調査研究費の交付に関する規則」に基づき、市政調査研究費を交付していた。

(2) 政務調査費の法制化

平成12年5月に「地方自治法の一部を改正する法律」（平成12年法律第89号）が成立し、地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができることとされた。

これは地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体の自己決定権、自己責任が拡大するなかで、地方議会が担う役割はますます重要なものとなり、地方分権の進展に対応した議会の活性化を図るためには、その審

議能力を強化していくことが必要不可欠であることから、議会における会派等に対する調査研究費の助成が法律上制度化されたものである。

(3) 北九州市政務調査費条例の制定

本市では、この地方自治法の改正を受け、「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例」及び「北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則」が平成13年4月1日から施行された。

(4) 制度の見直し等

その後、議会改革の一環として、平成19年4月1日から政務調査費に係る収入及び支出の報告書に1件5万円以上の支出について領収書等の添付を義務付けた。また、平成23年4月1日から、全ての支出について領収書等の添付を義務付けるとともに、政務調査費を執行するにあたっての基本的な考え方や規則に定められた使途項目ごとにその取り扱いを定めた「政務調査費使途基準の運用マニュアル」を作成し、運用している。

2 政務調査費の関連法令等

(1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)

地方自治法第100条第14項及び第15項では、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるとしており、政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとされている。

(2) 北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例

(平成13年北九州市条例第2号)(以下「条例」という。)

ア 交付対象

北九州市議会における会派(所属議員が一人の場合を含む。)に対して、交付する。

イ 交付額

政務調査費は、各月1日における会派の所属議員数に38万円を乗じて得た額を毎月交付する。

ウ 使途基準

会派は、政務調査費を別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない。

エ 経理責任者

会派は、政務調査費に関する経理責任者を置かなければならない。
オ 政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）等の提出

政務調査費の交付を受けた会派は、経理責任者に、収支報告書を作成させ、当該収支報告書に当該支出の事実を証する書類の写しを添えて、議長及び市長に提出しなければならない。

カ 返還

市長は、政務調査費の交付を受けた会派がその年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政に関する調査研究に資するため必要な経費として支出した総額を控除して残余があるときは、期限を定めて当該残余の額に相当する額の返還を会派に命ずることができる。

(3) 北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例施行規則
(平成13年北九州市規則第25号)(以下「規則」という。)

ア 政務調査費の用途基準

条例第4条に規定する用途基準は、おおむね以下のとおりである。

研究研修費

市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会又は研修会への参加に要する経費(調査委託費、会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、交通費、旅費、宿泊費等)

調査旅費

調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費(交通費、旅費、宿泊費等)

資料作成費

調査研究活動のために必要な資料の作成に要する経費(印刷製本費、翻訳料、事務機器購入費、事務機器賃借料等)

資料購入費

調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費

広報費

調査研究活動、議会活動並びに市の政策について住民に報告し、及び広報するために要する経費(広報紙印刷費、報告書印刷費、送料、会場費等)

広聴費

住民からの政策等に対する要望及び意見を吸収するための会議等に要する経費

(会場費、印刷費、茶菓子費等)

人件費

調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費

事務所費

調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

(事務所の賃借料、事務所の維持管理費、備品購入費、事務機器購入費、事務機器賃借料等)

その他の経費

上記以外の経費で行う調査研究活動に要する経費

イ 政務調査費の交付額の確定

市長は、条例第6条の規定により収支報告書等の提出があったときは、その内容を審査し、交付すべき政務調査費の額を確定し、議長を経由して当該会派又は当該会派の経理責任者であった者に通知するものとしている。

ウ 会計帳簿等の整理保存

政務調査費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務調査費の経理について会計帳簿を調製するとともに、領収書等の証拠書類を整理し、会計帳簿及び証拠書類を交付を受けた政務調査費に係る収支報告書等の提出期限の日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(4) 政務調査費 使途基準の運用マニュアル(平成23年4月1日施行) (以下「運用マニュアル」という。)

ア 政務調査費の基本指針

(ア) 使途・支出について

市政に関する調査研究のため必要な活動であること。

活動内容が条例・規則の使途基準に合致していること。

調査研究活動に要した経費が社会通念上適切であること。

支出について説明ができる必要書類等を整備していること。

(イ) 実費弁償の原則

調査研究活動は、社会通念上、妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、調査研究に要した費用の実費を支出することを原則とするとしている。

(ウ) 按分による支出

議員活動は、多くの活動が渾然一体となっており、それらを明確に区分することは困難な場合が考えられるため、調査研究活動に要した時間や面積の割合で政務調査費に要した経費を

計算することが合理的な手法であるとしている。

イ 政務調査費の支出が不適切な事例について

不適切な事例として、交際を目的とする活動、政党本来の活動、選挙活動、後援会活動、私的活動（私的な資産形成につながる経費等） 調査研究の目的に合致しない活動（上記以外の経費で調査研究の目的に合致しない経費等） 経費の二重支出（公務などで旅費等が支給される場合、いかなる理由があっても、政務調査費から旅費等の経費を別途支出することはできない。）等を挙げている。

ウ 複数の経費区分に関連する基礎的経費の考え方

交通費として「車の燃料代」を認めている。これは、調査研究活動に車を利用する場合、その燃料代の実費（調査研究活動で使用した分に限る。）を支出するものとしているが、上記の方法が困難な場合は、「政務調査費の基本指針」の按分による支出の考え方に基づき、次のとおり、使用実態に合わせて按分し、実費相当分を支出する方法があるとされている。

車を調査研究活動とそれ以外の議員活動との兼用で使用する場合の燃料代について、全体の1 / 2を上限として支出できる。

車を私的使用、調査研究活動及びそれ以外の議員活動との兼用で使用する場合の燃料代について、全体の1 / 4を上限として支出できる。

なお、 の按分による支出方法は、交通費だけでなく他の支出項目においても採用されている。

エ 項目別指針

以下、規則に定める用途基準の経費である研究研修費、調査旅費、資料作成費、資料購入費、広報費、広聴費、人件費、事務所費の8項目について、具体的な取り扱いを定めている。

第6 監査の実施

本件住民監査請求については、地方自治法第242条第4項の規定により、次のとおり監査を実施した。

1 監査対象事項

北九州市議会の各会派における政務調査費の支出に関しては、条例、規則及び運用マニュアルに用途基準が定められている。

したがって、請求人の主張について、各会派の政務調査費の支出がこの用途基準に準拠しているか否かを監査することとなる。

そこで、本件住民監査請求に基づく監査においては、政務調査費の交付

申請から交付額確定までの一連の事務手続の中で、各会派の政務調査費の支出が用途基準に違反していると認められるものはないか等、市が適正に審査を行っているのかを監査の対象事項とした。

2 監査対象部局

北九州市議会事務局（以下「市議会事務局」という。）

3 監査の方法

請求人に対して、地方自治法第242条第6項の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

市議会事務局に対して、政務調査費に関する交付申請から交付額の確定までの一連の経理書類の提出を要求し、その書類審査を行うとともに、関係職員の陳述を求めた。

さらに、各会派の政務調査費に関する経理責任者に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づき関係人調査を行った。

4 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第6項の規定により、平成24年10月5日、請求人に対し証拠の提出及び陳述の機会を与えたが、陳述のみ行い、新たな証拠の提出はなかった。また、その際、地方自治法第242条第7項の規定により、市議会事務局の職員の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 監査委員は、各議員に資料の提出や補足の説明を求め、資料や説明に不十分な点があれば、正当な政務調査費の支出であると認めることなく断固たる勧告を行うこと。
- ・ 支出における正当性の判断は、運用マニュアルの内容、趣旨に基づいて行うこと。
- ・ 利用時間が重複しているコインパーキングの料金の支出については、それぞれの利用者と利用車両を明らかにさせた上で、どのような政務調査研究活動を目的とするものか、これを明らかにさせること。
- ・ ガソリン代の支出については、どのような調査研究のために、車で移動が必要となったのか、その移動距離との関係でガソリンの使用量が適切なのか、これらの点を各議員に厳格に問いただす必要があること。
- ・ 車のリース代の支出については、自動車は資産価値が高く私的な資産形成につながりやすいため、自動車のリース代の支出は認められな

いこと。

- ・ 都市高速利用料等に関する政務調査費の支出については、多くの議員において、多数回にわたる北九州都市高速道路や若戸大橋の通行料を政務調査費から支出している。そのすべての利用について、その行先と目的等を明らかにするように求めるべきであり、できなければ返還を求めること。また、議員には、議会出席等に係る費用弁償も支給されているので、重複して支出していないか審査をすべきである。
- ・ 資料購入費については、各議員から厳格かつ正確な補足説明が行われない限り、基本的には返還を求めること。
- ・ 人件費名目の支出については、雇用契約に基づく賃金の支出なのか、調査委託契約に基づく支出なのかを明らかにさせるとともに、契約書や報告書などを提出させ、これらの契約書や報告書が欠落していれば、返還を求めること。
- ・ 事務所の賃貸料については、当初から正しい領収書を提出しなかったことから、監査委員は厳格な審査をすべきであること。

5 市議会事務局から提出された書類の審査及び関係職員の陳述の聴取

(1) 書類の審査

ア 提出書類

「政務調査費交付申請書」、「政務調査費交付額の決定及び支出に関する決裁」、「支出命令書」、「政務調査費交付金の額の確定及び返還命令に関する決裁」、「戻入決議書」及び「支払精算書」が提出された。

イ 市議会事務局による審査の内容等

提出書類をもとに以下のことが確認された。

市議会事務局は、政務調査費の支出の審査に当たっては、市長の権限に属する事務を補助執行する立場において、会派作成の収支報告書等について、使途基準に基づいているか、金額に誤りがないか、必要な領収書等が添付されているか等の審査を行っている。

ウ 平成23年度政務調査費の状況

(ア) 平成23年度当初は、暫定予算であったため、政務調査費交付金は、平成23年4月から6月までの暫定期間の予算措置がされている。

(イ) 平成23年4月1日に、7つの会派の代表者名で、所属議員名を添付した政務調査費交付申請書が議長を經由して市長に提出されている。同日付で、当該申請に基づき、会派の所属議員数に38万円を乗じた額を1月分として、暫定期間(3ヶ月分)の総額

69,540,000円を交付する旨の決定がなされ、同日付で各会派代表者にそれぞれ通知された。

(ウ)平成23年6月の定例議会において、本予算が成立したので、平成23年6月28日付で、平成23年度の政務調査費交付金 総額 278,160,000円を交付する決定がなされ、同日付で各会派代表者に通知された。

(エ)政務調査費は、各会派の請求に基づき、毎月6日～9日に概算払いで各会派代表者の銀行口座に振り込まれている。

(オ)収支報告書等の提出については、各会派とも、平成24年4月20日に議長及び市長に提出している。収支報告書には、年間の収入額、使途基準の項目毎に区分した年間支出額と主な支出の内容、差額残額が記載されている。その際、全ての支出に係るものについては、「政務調査費領収書等の写しの添付用紙」に領収書等の写しを添付し、使途基準の項目、支出目的等を記載したものを提出している。

(カ)市議会事務局において収支報告書等の確認を行い、平成24年5月24日に交付金の額を確定し、同日付で各会派に政務調査費交付額の確定通知を行っている。なお、確定通知後、2会派については、収支報告書の訂正が生じたため、最終的には、平成24年6月25日に平成23年度分の交付額を確定し、同日付で当該2会派についてあらためて確定通知を行っている。

なお、ハートフル北九州、公明党、日本共産党、旧市民の声、ふくおかネットワークに対しては、政務調査費返還命令書を発し、戻入が確認されている。

(2) 関係職員の陳述の聴取

平成24年10月5日、関係職員として市議会事務局の職員から陳述の聴取を行った。その際、地方自治法第242条第7項の規定により請求人の立会いを認めた。

陳述の概要は、次のとおりである。

- ・ 運用マニュアルに関しては、地方自治法の規定に基づく条例及び規則に定められた使途基準の範囲内において、適法かつ適正な使途についての考え方をまとめたものであり、本市議会独自の自主的な規制を定めたものである。平成23年度の政務調査費の収支報告書を審査した結果、運用マニュアルに基づく適正な支出が行われたものと考えている。
- ・ 政務調査費の支出の審査に当たっては、会派から提出される収支報告書等について、その記載内容の確認を行っている。具体的には、

提出や記載が義務付けられている書類、記載事項を対象として、運用マニュアルに基づき執行しているか、規定項目の記載に不備が無いかなどの確認を行っている。主に外形的な点検、確認作業を行っているが、政務調査活動の具体的な目的や内容まで立ち入って審査することは、行っていない。その理由としては、政務調査費は、法に基づく条例及び規則における使途基準の範囲内で使わなければならないことは当然として、政務調査費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量に委ねるというのが、法及び条例の趣旨とされているからである。

- ・ 各会派から使途に関し相談があれば、情報提供を行うなどの対応をしている。
- ・ 監査請求の内容に対する意見については、提出書類の「請求人の主張に対する説明・意見等」(別紙1参照)のとおりである。

6 関係人調査

(1) 関係人調査の方法

提出された書類の審査及び関係職員の陳述に加え、条例第5条で設置が義務付けられている各会派の政務調査費に関する経理責任者に対して、地方自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査を行った。

調査は、

会派としての使途基準の運用の状況

規則第9条に定める会計帳簿の調製状況

等について、関係各会派の経理責任者からの聴き取りによる方法で行うとともに、規則第9条に定める会計帳簿の閲覧を行った。

また、今回の請求人の個別の指摘事項に係る会派の考え方等についても実情聴取を行った。

(2) 調査結果

ア 会派としての使途基準の運用の状況

各会派とも、政務調査費については、条例、規則の使途基準を踏まえ、運用マニュアルに沿って支出を行っていた。

さらに、使途に関し疑義が生じた場合は、

市議会事務局の意見

判例や他都市の状況

弁護士等専門家や関係団体の意見

等を参考にしながら、会派内で協議を行っていた。

このように、各会派とも、政務調査費の用途については、用途基準に沿った適正なものとなるよう努めていることが認められた。

イ 会計帳簿の調製状況

規則第9条に定める会計帳簿を閲覧したところ、その内容は、各会派とも、日付順に、項目（規則に定める用途基準）、支出金額、差引金額、摘要欄（支出内容等を記載）が記載され、政務調査費を月毎に集約し、併せて年間分の収支状況を集約していた。また、会計帳簿を調製する中で、用途に疑義があるものは、前述したとおり、会派内で協議する等の対応をしていた。

以上のように各会派とも、政務調査費に係る会計帳簿を調製し、これを基に年間の収支報告書を作成していた。

以上のとおり、いずれの会派も、条例、規則及び運用マニュアルに準拠した事務処理が行われていることが認められた。

第7 監査の結果

1 基本的な考え方

本市の政務調査費は、市議会の審議機能の充実を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため、地方自治法に基づき、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として市議会の会派に対し交付するものであり、その交付対象、額や用途基準等については、条例及び規則で定められている。また、本市では、市議会が自主的に定めた運用マニュアルがあり、各会派が政務調査費を支出する際の具体的な拠り所となっている。

最高裁判例では「政務調査費は、議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられていることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにあるものと解される。」また、「政務調査費条例は、政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される。」（以上、平成21年12月17日最高裁判決）と判示している。

以上のことから、監査では、政務調査費の支出について、会派の自主性、

自律性を尊重した上で、条例、規則及び運用マニュアルに照らし、外形的に問題がないか、また、社会通念上逸脱したものはないかなどの観点から、その適合性を判断することとした。

2 監査委員の判断

請求人の主張する、「違法性・不当性ある各会派の政務調査費の支出」については、それぞれの経費について、次のとおり判断する。

(1)【研究研修費】

ア 講座開催費用の支出について

請求人は、当該議員が開催した講座は市政の諸問題についての研究会等とは到底いえず、これらの講座開催費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当であると主張している。

会場費（会場借上費等）及び講師謝金（謝礼金、派遣料等）について、運用マニュアルでは、社会通念上認められる範囲で、政務調査費より支出できることとすると規定されている。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「市政の調査研究活動に要する講師料（12月分）」及び「市政の調査研究活動に要する研修費」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「研究研修費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、講座開催費用の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

また、この講座では参加者から参加費を徴収しており、これをどのように処理したのかも重大な問題であると主張しているが、関係人に確認したところ、当該研修会の参加者用の資料等で、個人に提供するものに相当する額を参加費として受講者から徴収したとのことであり、問題はないと考える。

イ コインパーキング料金の支出について

請求人は、2台の重複した車のパーキングの利用時間について、どのような研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落しており、またこれらの利用料金のいずれかが、研究会等の参加に要する経費にあたらないことは明らかであると主張している。

このため、この支出が運用マニュアルに沿ったものなのか、関係人に確認したところ、議員、複数の補助職員が同時刻に車を使用してコインパークに駐車することは起こり得ることであり、その必然性が確認でき

た。

補助職員にかかる経費を政務調査費から支出することについては、運用マニュアルには明記されていないが、会派及び市議会事務局の見解としては、議員の調査研究活動に資するため必要な経費であれば、補助職員の活動経費を含め、政務調査費から支出できるとしている。監査委員としても、政務調査費の人件費で補助職員の雇用が認められていることから、補助職員の活動経費を政務調査費から支出することはできるものと判断する。

このため、補助職員に係るコインパーキングの利用料金を政務調査費から支出することについては、監査委員としても妥当であると判断した。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「市政に関する調査研究活動」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「研究研修費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、コインパーキング利用料金の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

しかしながら、政務調査費の支給対象に補助職員の活動経費を含むことについては、根拠を明確にするために、運用マニュアルに定めることが望まれる。

ウ B議員の研究研修費名目で支出したガソリン代の支出について

請求人は、短期間で大量のガソリン購入費用の支出に一切の説明が欠落していることは、運用マニュアルに違反しており違法・不当であると主張している。

本件、ガソリン代の支出について、関係人に確認したところ、議員と補助職員で2台の車を使用していること、政務調査費の支出として2分の1の按分率を適用していること、これらを考えると妥当なものであると判断した。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「市政に関する調査研究活動」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「研究研修費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、このガソリン代の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

エ D議員の研究研修費名目で支出したガソリン代の支出について

請求人は、短期間で大量のガソリン購入費用の支出に一切の説明が欠落していること及び根拠不明の按分割合を用いたことは、運用マニユ

アルに違反しており違法・不当であると主張している。

本件、ガソリン代の支出について、関係人に確認したところ、当該議員は「運転記録」により走行距離等を記録しており、これにより政務調査分の按分割合を算出したことを確認した。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「市政に関する調査研究活動」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「研究研修費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、このガソリン代の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

オ 複数の議員が研究研修費名目で支出した車のリース代について

請求人は、車のリース代がどのような目的で支出されたのか一切の説明が欠落している、また、そもそも車のリースは「私的な資産形成につながる経費」の支出に該当することは明白であることから、これらの自動車リース代の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当であると主張している。

車のリース代の支出については、運用マニュアルを策定する際、議会改革協議会「09報告書において、『「車のリース代」及び「名刺代」の取扱いについても協議を行ったが、意見がまとまらなかったため、今回作成したマニュアルにはこれらを記載せず、各会派の判断で適正に運用を行うこととした。』とあり、運用マニュアルには記載はされていない。

本件、車のリース代について関係人に確認したところ、「市政の諸問題について調査研究等を行うに当たり、車の利用は必要なものであること」また、「リース契約とすることにより、私的な資産形成にはつながらないもの」とのことであり、会派の判断のもとでリース契約の方法を採用しており、リース代の支出については、運用マニュアルで定める按分割合を適用するなど適正な運用を行っているものと認められた。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には、「政務調査研究活動に使用」や「市政に関する調査研究活動のため」などと支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。

したがって、車のリース代の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

しかしながら、車のリース代を政務調査費で執行する場合は、適切な運用を行うために各会派において、年間上限額、期間や按分割合等取扱い基準を設ける必要がある。

カ 都市高速利用料に関する支出について

請求人は、都市高速利用料の支出については、目的についての一切の説明が欠落しており、また、議員には、費用弁償が支出されているため「経費の二重支出」に該当する。よって、これらの都市高速利用料の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当であると主張している。

「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「市内政務調査研究活動のため」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「研究研修費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

「経費の二重支出」に該当するとの主張については、市議会事務局において、費用弁償と政務調査費について「経費の二重支出」とならないよう照合を行っており、監査委員としても「経費の二重支出」とはなっていないことを確認した。

したがって、都市高速利用料の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

(2)【調査旅費】

都市高速利用料や若戸大橋の利用料の支出について

請求人は、都市高速利用料や若戸大橋の利用料の支出については、これを1カ月に何十回も利用した費用を支出することは想定されておらず、そもそも許されない。また、議員には、費用弁償が支出されているため「経費の二重支出」に該当する。よって、これらの都市高速利用料の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており、違法・不当であると主張している。

政務調査費に関する都市高速利用料の支出について、運用マニュアルでは、「調査旅費」で有料道路通行料の支出は認められている。この場合、調査を実施したことが明らかになるような資料を添付した調査報告書を作成し、保管することとされている。

このため、運用マニュアルに沿った取り扱いがなされているか、関係人に確認したところ、「政務調査活動を行ううえで都市高速道路や若戸大橋の利用料は必要である。」との説明があり、併せて、調査研究活動を行ったことを示す記録の存在を確認した。

都市高速道路使用料の支払いについては、「調査旅費」では、報告書の作成、保管が求められており、一方、「研究研修費」では、報告書は求められていない。本件の使用実態を確認したところ、市内一円の調査研究活動を行っており、先進地等に赴き調査を行う、「調査旅費」の支出という

より「研究研修費」の調査活動形態に近いものであった。

このことから本件支払いについては、政務調査活動の範囲内であること、不十分ながら調査活動としての記録があることなどから、返還までを求めるものではないと考える。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「市政に関する調査研究活動のため」あるいは、「現地調査等のため」などの支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。

これは、使途基準に定める「調査旅費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である

「経費の二重支出」に該当するとの主張については、市議会事務局において、費用弁償と政務調査費について「経費の二重支出」とならないよう照合を行っており、監査委員としても「経費の二重支出」とはなっていないことを確認した。

したがって、都市高速利用料の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

しかしながら、「調査旅費」として支出している以上、運用マニュアルに沿った取り扱いが求められるので、適正な報告書を作成するようにされたい。

(3)【資料購入費】

書籍の購入について

請求人は、購入した書籍は、調査研究活動のために必要な書籍とは到底言えず、これらの書籍購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当であると主張している。

書籍の購入に際し、運用マニュアルでは、図書、DVD、CD等の資料を購入するにあたり、政務調査費から支出する場合は、品名だけでなく、購入した資料のタイトルを、領収書等の写しの添付用紙に記載するなど、明らかにしておく必要があると規定されている。

本件資料購入については、運用マニュアルに基づき、書籍名が記載されその名称が明らかにされている。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「調査研究活動に必要な書籍代」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「資料購入費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、書籍購入費の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

(4)【広報費】

ハガキ代の支出について

請求人は、前年度に購入したハガキを当年度の広報費より支出しており、この支出は、条例に違反しており違法であると主張している。

本件において、請求人が指摘する領収書は、発行した業者が日付を1年誤ったものであり、正しくは当年度に購入したことが判明したことから平成24年9月19日付で、正しく修正された領収書に差し替えられている。

したがって、ハガキ代の政務調査費からの支出は、違法な支出であるとは言えない。

しかしながら、ハガキ代の支出については、領収書の日付が誤ったものであることをチェックできていなかった。今後、会派とともに、市議会事務局においてもこのような基本的な誤りが生じることのないよう、厳密な審査を行う必要がある。

(5)【人件費】

人件費の項目での政務調査費の支出について

請求人は、領収書の記載は政務調査事務委託料もしくは政務事務委託料となっているのに人件費の項目で支出していることなど不自然な点が多いと主張している。

人件費の項目での政務調査費の支出について、関係人が保管する雇用契約書及び出勤簿等の雇用が確認できる書類により、調査研究活動を補助する職員の雇用の事実を確認した。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費」と支出目的が示され、領収書も添付されていた。領収書の但し書き欄には、委託料と記載されていたが、上記の雇用が確認できる書類により人件費であることが確認できた。

これは、使途基準に定める「人件費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、人件費の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

しかしながら、今回、領収書の記載が誤解を招くものであったため領収書の内容が適切なものであるか各会派及び市議会事務局においても、厳密な審査を行う必要がある。

(6)【事務所費】

ア 携帯電話端末代の支出について

請求人は、携帯電話端末代について、端末代部分の支払い及び重複した月の支出は運用マニュアルに明確に違反しており違法・不当であると

主張している。

本件、支出については、タブレット型端末機としてパソコンと同様の処理機能を有するものであり、携帯電話端末ではなく、備品・事務機器の購入であることを関係人から確認できた。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「ipad使用料」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。

これは、使途基準に定める「事務所費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

政務調査費からの支出については、参考資料の一部に添付誤りがあったものの、当該支出の確認は、参考資料ではなく、預金通帳の写しで行っており、重複支出は存在しない。

したがって、タブレット型端末機代の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

イ 事務職員の携帯料の支出について

請求人は、事務所の職員の携帯電話使用料を政務調査費から支出したことは運用マニュアルに明確に違反しており違法・不当であると主張している。

前述のとおり、政務調査活動であれば、議員だけでなく補助職員にも支出が認められると判断しており、補助職員の携帯料の支出については、監査委員としても妥当なものであると判断した。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「政務調査に要した事務所の職員の携帯料」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「事務所費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、携帯電話使用料の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

ウ ブルーレイレコーダー購入費用の支出について

請求人は、ブルーレイレコーダー（以下「BDレコーダー」）は、調査研究活動において必要性が認められる機器ではなく、また、高価なBDレコーダーを購入することは私的な資産形成につながりかねず許されない。よって、BDレコーダー購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当であると主張している。

BDレコーダーは現在では、一般的な機器であり、その購入金額からしても、特段高価なものとは考えられない。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「情報収集するための録画用ブルーレイレコーダー」と支出目的が示され、

これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「事務所費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、BDレコーダー購入費の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

エ 短期間の複数パソコンの購入について

請求人は、短期間でのパソコン購入には、調査研究活動のための必要性が認められず、この購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当であると主張している。

関係人に確認したところ、複数台のパソコンの購入は、1台は事務所用、もう1台は携帯用パソコンであった。政務調査活動に従事する者や使用形態により、複数台のパソコンを購入することは考えられることから、特段問題はないと考える。

また、「政務調査費領収書等の写し添付用紙」の支出目的等欄には「事務所パソコン購入代」と支出目的が示され、これに応じた領収書も添付されていた。これは、使途基準に定める「事務所費」に該当するものであり、政務調査費からの支出が可能である。

したがって、短期間の複数パソコンの購入費の政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

オ 事務所の賃貸料について

請求人は、事務所の賃貸料について、政務調査費から支出された金額72万円のうち、その2分の1については、違法・不当な支出であると主張している。

市議会事務局は、「請求人の主張に対する説明・意見等」の中で、「条例第6条では、政務調査費の精算に際して、政務調査費からの支出に係る領収書の写しの添付を義務付けているが、政務調査費以外からの支出に係る書類の添付は義務付けていない。」と述べている。しかし監査委員としては、按分の方法により金額を算定する場合は、全体金額を表わす領収書等の添付が必要であると考ええる。

このため、関係人に対し全体の金額を証する書類を確認したところ、賃貸借契約書において、月額12万円と記されており、平成23年度は年額144万円の額の確認ができた。

したがって、事務所の賃貸料について、政務調査費からの支出は、違法・不当な支出であるとは言えない。

しかしながら、透明性の観点から、按分の方法により金額を算定する場合には、全体金額を表わす領収書等の裏付けが求められると考えるので、経費の按分にあたっては、全体金額を示す書類を添付するよう運用

マニュアルに規定するとともに、市議会事務局においても厳密な審査を行う必要がある。

3 結論

以上のとおり、請求人らの主張には理由がないものと判断し、本件請求は、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

政務調査費については、その用途内容等について市民の理解を得られるようにすることが重要である。

今回の監査では政務調査費の支出において、会派に対し返還請求を勧告するまでのものはなかったが、添付書類の一部に不備があるもの、領収書の記載に誤りがあるものやこれらに対する市議会事務局の審査が不十分な事例が見受けられる等、政務調査費の適正な執行においては、改善を要するものがあった。

また、平成24年9月5日、政務調査費においては、その名称が「政務活動費」に、交付の目的に「その他の活動」が加えられ、さらに、議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとされるなどの地方自治法の改正が行われたところである。

このため、一層の適正性、透明性が求められることとなり、各会派においては今回の監査の結果及び政務調査費の制度改正の主旨を踏まえ、市民から用途に疑念を持たれることのないよう、その執行にあたり十分に留意するとともに市議会事務局においては、より厳密な審査に努められたい。

請求人の主張に対する説明・意見等

請求の要旨	説明・意見等
<p>第1 違法性・不当性ある各会派の政務調査費の支出</p>	<p>政務調査費の支出については、平成21年12月17日最高裁判決で「政務調査費は議会の執行機関に対する監視の機能を果たすための政務調査活動に充てられることも多いと考えられるところ、執行機関と議会ないしこれを構成する議員又は会派との抑制と均衡の理念にかんがみ、議会において独立性を有する団体として自主的に活動すべき会派の性質及び役割を前提として、政務調査費の適正な使用についての各会派の自律を促すとともに、政務調査活動に対する執行機関や他の会派からの干渉を防止しようとするところにある」とし、政務調査費条例は、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、(中略)執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限合致性を審査することを予定していないと解される。」と判示されている。</p> <p>これらの判決を踏まえると、政務調査費は、法の規定に基づく条例、規則により用途基準等を定め、その範囲内で使用しなければならないことは当然として、政務調査費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量にゆだねるのが、法及び条例の趣旨である。</p>

請求の要旨	説明・意見等
<p>1 研究研修費について</p> <p>(1) A議員(ハートフル北九州)が支出した講座開催費用について</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。</p> <p>しかしながら、以下のA議員が主催した講座は、市政の諸問題についての研究会等とは到底言えない(甲1~2)。しかも、この講座では参加者から参加費を徴収している(甲3)。この参加費をどのように処理したのかも重大な問題である。</p> <p>2011年12月6日 女性が元気になる講座「スマートフォン活用術」</p> <p>2012年3月17日 女性が元気になる講座「フェイスブック活用術」</p> <p>これらの講座開催費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	<p>本市は、観光プロモーション戦略としてITを活用した情報発信の強化に取り組むなど、ソーシャルメディアを活用した情報発信・情報収集に努めており、本市議会の定例会等においても、度々その利活用について議論されている。</p> <p>(甲1)女性が元気になる講座「スマートフォン活用術」や(甲2)女性が元気になる講座「フェイスブック活用術」を開催することは、これら市政の諸問題に関する調査研究活動であり、コミュニケーションツールを活用した広報能力など、議員の政務調査能力向上に寄与する研修会であると考え。政務調査費は、議員政策立案能力向上に資するために創設された制度であることから、(甲1)(甲2)を「研究研修費」として政務調査費で支出することに何ら問題はない。</p> <p>従って、(甲1)(甲2)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p> <p>(甲3)については、政務調査費の精算に当たって提出された書類に、参加費についての記載がないが、当該研修会の参加者が持ち帰る資料等で、個人に提供するものに相当する額を参加費として受講者から徴収することには、問題はないと考える。</p>
<p>(2) B議員(自由民主党)が支出したコインパーキング料金について</p> <p>B議員は、2011年4月7日に次のようにコインパーキングを利用している(甲4)。</p> <p>9:11入庫 12:01精算 9:05入庫 10:33精算</p>	<p>(甲4)(甲5)とも、同じ時間帯に2台の車が利用したものである。</p> <p>当該議員は政務調査費で政務調査補助職員を雇用している。補助職員が議員の指示を受</p>

<p>コインパーキングの利用時間が重複していることから明らかなように、 と のいずれかはB議員が乗っていた自動車の駐車料金ではない。</p> <p>また、平成23年5月3日には、17:32という全く同時刻に2カ所のパーキングを利用している(甲5)。</p> <p>これもいずれかはB議員が乗っていた自動車の駐車料金ではない。</p> <p>また、これらのパーキング利用料金がどのような研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している。</p> <p>このような重複するパーキング利用料金が、研究会等の参加に要する経費にあたらないことは明らかである。</p> <p>これらのパーキング利用料金の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	<p>け、市政の諸問題についての調査研究活動を行うことや、その際に車を運転し、必要に応じてコインパーキングを利用することは容易に想定される。従って、コインパーキングの利用時間が重複していることを理由に、請求人が主張する「研究会等の参加に要する経費にあたらない」とはいえない。</p> <p>また、政務調査費を精算する際に添付されている「領収書の写しの添付用紙」の支出目的欄には「市政に関する調査研究のため」と記載されており、これは北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例（平成 13年 3月 30日条例第2号。以下「条例」という。）第4条に定められた用途基準に沿ったもので、請求人が主張する「一切の説明が欠落している。」とはいえない。</p> <p>従って、(甲4～5)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>
<p>(3) C議員(自由民主党)が支出したコインパーキング料金について</p> <p>C議員は、2011年4月2日に次のようにコインパーキングを利用している(甲6)。</p> <p>14:49入庫 15:42精算 15:06入庫 18:12精算</p> <p>コインパーキングの利用時間が重複していることから明らかなように、 と のいずれかはC議員が乗っていた自動車の駐車料金ではない。また、これらのコインパーキング利用料金がどのような研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している。</p> <p>このような重複するコインパーキング利用料金が、研究会等の参加に要する経費にあたらないことは明らかである。</p> <p>これらのコインパーキング利用料金の政務調査費からの支出は、運用マニュアル</p>	<p>(甲6)は、同じ時間帯に2台の車が利用したものである。</p> <p>(甲4～5)と同様の理由により、請求人が主張する「研究会等の参加に要する経費にあたらない」とはいえず、また、「一切の説明が欠落している。」ともいえない。</p> <p>従って、(甲6)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>

<p>に違反しており違法・不当である。</p>	
<p>(4) D議員(自由民主党)やB議員(自由民主党)が研究研修費名目で支出したガソリン代について</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。</p> <p>しかしながら、B議員は2011年4月27日にガソリン43.7リットルを購入し、翌28日にも30.63リットルものガソリンを購入している。この4月だけで53,920円分ものガソリンを購入しているのである(甲7)。</p> <p>また、2011年7月7日にガソリン29.8リットルを購入し、さらに翌8日にも37.78リットルものガソリンを購入し、7月だけで67,950円ものガソリンを購入している(甲8)。同年6月にも、62,436円ものガソリンを購入している(甲9)。</p> <p>D議員は、平成23年5月に2万円以上ものガソリンを購入し、そのうち79.7%に相当する16,782円を政務調査費から支出している(甲10)。</p> <p>これらのガソリン購入が、どのような市政問題に関する、どのような調査研究活動や、研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している。</p> <p>このような短期間で大量のガソリン購入が、調査研究活動や研究会等の参加に要する経費にあたらぬことは常識的に明らかである。</p> <p>また、D議員に関しては79.7%という按</p>	<p>(甲7～10)については、政務調査費を精算する際に添付されている「領収書の写しの添付用紙」の支出目的欄に「市政に関する調査研究活動」と記載されており、これは条例第4条に定められた使途基準に沿ったもので、請求人が主張する「一切の説明が欠落している。」とはいえない。</p> <p>また、「短期間で大量のガソリン購入」との指摘だが、大量の基準や比較対象とするものなど、根拠が示されていないため、論ずることができない。政務調査費使途基準の運用マニュアル(平成23年4月1日施行。以下「運用マニュアル」という。)では、ガソリン代の月額上限額などは定められていないことから、請求人の指摘には根拠がない。</p> <p>次に、「D議員に関しては、79.7%という按分割合の根拠も不明」との主張であるが、運用マニュアルの4頁に、車を調査研究活動に使用する場合には、燃料代は走行目的や走行距離に基づき支出するのが原則とされている。(甲10)については、この原則により、走行距離に基づいて按分したものである。</p> <p>以上のことから、(甲7～10)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>

<p>分割合の根拠も不明である。</p> <p>以上の通り、これらのガソリン購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	
<p>(5)複数の議員が研究研修費名目で支出した車のリース代について</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。</p> <p>しかしながら、E議員(自由民主党)、F議員(自由民主党)、G議員(ハートフル北九州)、H議員(ハートフル北九州)、I議員(ハートフル北九州)やJ議員(ハートフル北九州)らが支出している車のリース代金は、どのような市政問題に関する、どのような調査研究活動や、研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している(甲11～16)。</p> <p>さらに、政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルの3頁は、「私的な資産形成につながる経費」については、項目の如何を問わず支出を禁じており、同5頁は、車の購入経費や維持管理経費についての支出を禁じている。</p> <p>自動車のリース代には、通常、自動車税や自賠責保険料など維持管理費が含まれている(甲17)。つまり、リース代の支払は、自動車の分割購入と何ら変わらない実態を持っている。自動車の購入費用の分割代金が「私的な資産形成につながる経費」に該当することは明らかであり、これと何ら変わらない実態の自動車リースの支払も「私的な資産形成につながる経費」の支出</p>	<p>(甲11～16)については、政務調査費を精算する際に添付されている「領収書の写しの添付用紙」の支出目的欄に、「政務調査研究活動に使用」や「市政に関する調査研究活動のため」などと記載されており、これは条例第4条に定められた使途基準に沿ったもので、請求人が主張する「一切の説明が欠落している。」とはいえない。</p> <p>市政の諸問題について調査研究等を行うに当たり、車を利用することは容易に想定される。運用マニュアルでは、使用する車を自家用車に限定しているものではない。車のリース契約を締結し、その一部を政務調査費で支出することについては、申し合わせにより、各会派の判断で適正に運用を行うこととしている。</p> <p>また、運用マニュアルでは、私的な資産形成につながることはないよう、備品購入の金額について1件10万円未満と上限を設けており、それを超えるものに支出をする場合はリース契約によることとしている。</p> <p>本件はその趣旨に沿ってリース契約を行ったものであり、「私的な資産形成につながる経費」の支出に該当するとはいえない。</p> <p>なお、他の政令市の中には、車のリース代を運用指針等で認めているところもある。</p> <p>従って、(甲11～16)に係る、政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>

<p>に該当することは明白である。</p> <p>これらの自動車リース代の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	
<p>(6) 都市高速利用料に関する支出</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、研究研修費の内容を「市政の諸問題についての調査研究、調査委託、研究会又は研修会の開催及び他の団体の開催する研究会または研修会への参加に要する経費」と定義づけている。</p> <p>しかしながら、K議員(自由民主党)の都市高速利用料の支出は、どのような市政問題に関する、どのような調査研究活動や、研究会等の参加に要する経費なのか一切の説明が欠落している(甲18)。この点、運用マニュアル4頁では公共交通機関の運賃等に関する部分において「行先・目的等を明らかにしておくことが必要です」と記載されている。この点は、有料道路代を支出する場合にも当然に当てはまるものである。</p> <p>さらには、同一区間をくり返し利用するケースが散見され、自宅等から議会棟までの移動といった日常的な交通における都市高速の利用を、政務調査費から支出している疑いが強い。各議員には、このような交通費的な経費として、費用弁償が支出されており、このような支出は政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル3頁で堅く禁止されている「経費の二重支出」に該当する。</p> <p>よって、これらの都市高速利用料の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	<p>(甲18)については、政務調査費を精算する際に添付されている「領収書の写しの添付用紙」の支出目的欄に「市内政務調査研究活動のため」と記載されており、これは条例第4条に定められた使途基準に沿ったもので、請求人が主張する「一切の説明が欠落している。」とはいえない。</p> <p>市政の諸問題についての調査研究を行うに当たり、車を利用することは容易に想定される。また、時間の制約を受ける議員にとって、都市高速を利用することは必要不可欠であり、有料道路利用料の支出は、運用マニュアルにも認められている。</p> <p>請求人は運用マニュアル4頁について述べているが、運用マニュアルの記載は、調査研究活動で使用したことが説明できるよう領収書等の保管や記録の必要性を示したものであり、精算に必要な領収書等の添付用紙への記載を義務付けたものではない。</p> <p>なお、この会派は市外での調査研究活動を行う場合、行先等を記載するよう申し合わせ処理していると聞いている。</p> <p>次に、「経費の二重支出に該当する。」という主張についてであるが、費用弁償については、「北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」により、議員が公務出張した場合、あるいは議員が議会の会議、委員会等に出席した場合に支給することが定められている。</p> <p>事務局では、政務調査費の精算に当たり、都市高速利用料の領収書等の日付、経路等と</p>

	<p>公務出張の日程や会議等の開催日などを、慎重に照合しており、その結果、費用弁償と政務調査費について「経費の二重支出」をしているという事実はない。</p> <p>従って、(甲 18)に係る、政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>
--	---

請求の要旨	説明・意見等
<p>2 調査旅費について</p> <p>公明党のL議員、同じくM議員、同じくN議員、同じくO議員、同じくP議員は、都市高速やこれと連続している若戸大橋を、1ヶ月に多数回にわたり利用し、その利用料を調査旅費として支出している(甲19~23)。しかし、この支出は違法不当な支出である。</p> <p>理由は以下の通りである。</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル8頁は、調査旅費の内容を「調査研究活動のために必要な先進地調査又は現地調査に要する経費」と定義づけている。同頁は同時に、調査目的の明確化のために、「出張に先立って調査項目等を準備すること」や、「調査を実施したことが明らかになるような資料を添付した調査報告書を作成し、保管すること」を要求している。</p> <p>このように、調査旅費の支出は、「出張といえるような先進地調査又は現地調査」の費用であることが前提となっている。したがって、都市高速を1ヶ月間に何十回も利用した費用を支出することは想定されておらず、そもそも許されないのである。</p> <p>また、各議員には、交通費的な経費として、費用弁償が支出されており、このような支出は政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル3頁で堅く禁止されている「経費の二重支出」に該当する意味でも違法である。</p> <p>確かに都市高速で行ける程度の近距離の「出張といえるような先進地調査又は現地調査」もあり得るかも知れないが、その場合には、都市高速を利用した回数だけ調査報告書が作成されていなければならない。</p>	<p>市政の諸問題についての調査研究を行うに当たり、車を利用することは容易に想定される。また、時間の制約を受ける議員にとって都市高速や若戸大橋を利用することは必要不可欠であり、有料道路利用料の支出は、運用マニュアルにも認められている。</p> <p>請求人は、(甲 19~23)について「都市高速を1ヶ月に何十回も利用した費用を支出することは想定されておらず、そもそも許されない。」との主張であるが、議員が市政に関する調査研究のため、市内を頻繁に移動することは十分想定される。また、運用マニュアルには、利用料の月額上限回数等も定められていないことから、請求人の主張には根拠がない。</p> <p>次に、「経費の二重支出に該当する。」という主張であるが、費用弁償については、「北九州市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」により、議員が公務出張した場合、あるいは議員が議会の会議、委員会等に出席した場合に支給することが定められている。</p> <p>事務局では、政務調査費の精算に当たり、都市高速利用料の領収書等の日付、経路等と公務出張の日程や会議等の開催日などを、慎重に照合しており、その結果、費用弁償と政務調査費について「経費の二重支出」をしているという事実はない。</p> <p>従って、(甲 19~23)に係る、政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>

したがって、これらの都市高速等の利用が、
真実の「先進地調査又は現地調査」であるなら、
都市高速利用回数分の調査報告書が存在し
保管されているはずである。しかし、常識
的に考えて、1ヶ月に数十回も「先進地調査又
は現地調査」を行うことはあり得ない。

以上のとおり、これらの都市高速利用料の
政務調査費からの支出は、運用マニュアルに
違反しており違法・不当である。

請求の要旨	説明・意見等
<p>3 資料購入費について</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、資料購入費の内容を「調査研究活動のために必要な図書、資料等の購入に要する経費」と定義づけている。</p> <p>しかしながら、以下の各議員が購入した書籍は、調査研究活動のために必要な書籍とは到底言えない。</p> <p>(1) Q議員(ハートフル北九州)(甲24) 「智恵子抄」</p> <p>(2) J議員(ハートフル北九州)(甲25) 「歴史は眠らない」 「論語」</p> <p>(3) R議員(自由民主党)(甲26) 「虚像」 「日本遺産 神宿る巨樹」 「地球のすばらしい樹木たち」 「美、いのり」 「20世紀 日本の美術」</p> <p>(4) S議員(自由民主党)(甲27) 「体脂肪計タニタの社員食堂」 「平清盛」 「面白いほどよくわかる平家物語」</p> <p>(5) T議員(自由民主党)(甲28) 「タニタ式カラダのひみつ」</p> <p>(6) U議員(自由民主党)(甲29) 「ララチッタアジア 台北」</p> <p>(7) V議員(日本共産党)(甲30) 「いつでも元気」11年8月号</p> <p>これらの書籍購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	<p>(甲24～30)については、政務調査費を精算する際に添付されている「領収書の写しの添付用紙」の支出目的欄に「調査研究のために必要な図書、資料」などと記載されており、これは条例第4条に定める使途基準に沿ったものである。</p> <p>また、政務調査費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量にゆだねるというのが、法及び条例の趣旨であるということは、前述した平成21年12月17日最高裁判決のとおりである。</p> <p>従って、(甲24～30)に係る、政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>

請求の要旨	説明・意見等
<p>4 広報費について</p> <p>W議員(自由民主党：旧「市民の声」)は、平成22年6月8日に購入したハガキ代5,000円を平成23年度の広報費より支出している(甲31)。</p> <p>北九州市議会における政務調査費の交付に関する条例の第7条によると、ある年度において交付を受けた政務調査費の用途として認められるのは、その年度中の必要な経費だけである。</p> <p>よって、この支出は、条例に違反しており違法である。</p>	<p>(甲31)において、請求人が指摘する領収書は、発行した業者が日付を1年誤ったものであったことが判明したことから、すでに、正しく修正された領収書と差し替えられている。</p> <p>従って、(甲31)に係る、政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>

請求の要旨	説明・意見等
<p>5 人件費について</p> <p>X議員(ハートフル北九州)は、人件費の項目で116万5000円もの政務調査費を支出している。しかし、領収書の記載は政務調査事務委託料もしくは政務事務委託料となっている(甲32)。</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、調査委託費の支出と人件費の支出については取り扱いを明白に区別している。</p> <p>例えば、マニュアル7頁では、「調査委託を実施するときは、委託の目的、調査事項、委託期間、委託金額、委託先などの具体的契約内容を記載した調査委託契約書によって契約し、調査報告書とともに保管することとします」と記載され、マニュアル15頁には、「雇用契約を締結するなど雇用関係を明らかにする書類を作成し、保管することとします」と記載されており、保管義務の対象となる書類が異なる。</p> <p>また、人件費に関しては按分の記載があるが、調査委託に関しては按分の記載がない(委託調査という性格上当然であろう)。</p> <p>このように、政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは両者を明確に区別しているが、X議員は、政務調査事務委託料もしくは政務事務委託料名目の領収書なのに、金額を按分しており、両者を混同するような取り扱いをしている。</p> <p>領収書によると、最大7名から最小4名と人数がほぼ毎月変動しており、しかも、金額も不規則に変動している。この点からすると、雇用の実態があったとは考えがたい。そうすると、この支出の実態は調査委託である可能性が高いが、この場合には親族への委託</p>	<p>(甲32)については、「領収書等の写しの添付用紙」の支出目的欄に「調査研究活動を補助する職員の雇用に要する経費」と記載されており、運用マニュアルに定める「人件費」に該当する。</p> <p>また、調査研究の頻度や量等に応じて補助職員を雇用するのは当然であり、毎月人数や金額が変動することは不自然ではない。</p> <p>当該領収書については委託料という記載があるが、雇用契約を締結しているなど、実質、事務所職員の人件費と同様のものであると聞いており、これを人件費として支出しても運用マニュアルに反しているとはいえないと考える。</p> <p>以上のことから、(甲32)に係る、政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p> <p>しかしながら、今後は、市民に誤解を与えないよう、領収書には人件費と記載するように助言したい。</p>

は禁じられることになる(7頁)。人件費の項目で支出することにより、親族への委託禁止を回避しようとした可能性もある。

しかし、この支出を調査委託と考えると、7月から3月までの期間、毎月複数の事項について調査委託を行った結果全部で49の調査委託を行ったことになるが、それだけの調査項目が存在するとは考えがたい。人件費の項目で支出することにより、調査委託契約書の作成や保管を回避しようとした可能性もある。

以上の通り、この支出に関しては、不自然な点が多い。監査委員においては詳細に調査を行うべきである。

請求の要旨	説明・意見等
<p>6 事務所費について</p> <p>(1) Y議員(自由民主党)に関する携帯電話端末代の支出について</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアル17頁には、「携帯電話の購入費及び買い換え費用の支出はできない」と記載されている。そして、そのとおりに携帯電話の利用料から端末代を控除して、政務調査費を支出している議員もF議員など多数存在する。</p> <p>しかしながら、Y議員は端末代を含めた11ヶ月分のipad使用料の4分の1を政務調査費から支出している(甲33)。</p> <p>しかも、2011年6月分については、重複して支出している。</p> <p>これらの支出のうち端末代に相当する部分は、運用マニュアルに明確に違反しており違法・不当である。</p>	<p>運用マニュアルには、携帯電話の購入費及び買い替え費用の支出はできないこととされているが、ipadは、タブレット型の端末機としてパソコンと同様の処理機能を有するものであり、備品としての取扱いとなる。(甲33)はipadに係る料金内訳明細書等であるが、端末代については24回の分割支払であることを確認しており、1件10万円未満の備品となり、かつ利用形態に応じて按分されているものであることから、運用マニュアルに沿った適正な支出である。</p> <p>なお、6月分については、参考資料として提出された請求書の添付誤り(5月分を添付すべきところ6月分を2枚添付したもの。毎月定額払いのため内容は同じ。)であった。当該支出の確認は、参考資料ではなく、引き落とし口座の写しで行っている。それによれば平成23年5月27日から平成24年3月27日までの11ヶ月分の支出が確認でき、重複支出は存在しない。</p> <p>従って、(甲33)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>
<p>(2) Z議員(自由民主党)に関する事務職員の携帯料の支出について</p> <p>政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルは、携帯電話使用料について政務調査費からの支出を認めているが、支出が認められる携帯電話使用料は、議員自身が使用した料金に限られる。なぜなら、事務員が電話をする場合には、事務所の電話機を利用することが通常であり、その方が安価である。</p>	<p>運用マニュアルには、携帯電話使用料について、その使用が調査研究活動のために必要なものであれば政務調査費から支出できると記載されており、議員の使用に限定したものではない。</p> <p>当該議員は政務調査補助職員を雇用しており、補助職員は、議員の指示を受け、市政の諸問題の調査研究業務等に従事している。そ</p>

<p>そして、事務所の電話機の使用料については政務調査費からの支出が認められており、重ねて携帯電話の使用料を支出する必要性が存在しないからである。同マニュアルの記載も議員自身が使用した携帯電話使用料を前提とした記載になっている。</p> <p>Z議員は、事務所の職員の携帯電話使用料として4,004円を政務調査費から支出しており(甲34)、この支出は運用マニュアルに明確に違反しており違法・不当である。</p>	<p>の際、携帯電話を使用することは当然想定されることから、請求人が主張する「事務所職員の携帯電話使用料の支出が運用マニュアルに明確に違反している。」とはいえない。</p> <p>従って、(甲 34)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>
<p>(3) S議員(自由民主党)のブルーレイレコーダー購入費用の支出について(甲35)</p> <p>政務調査費に関する用途基準の運用マニュアルは、事務所費の内容を「調査研究活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と定義づけている。</p> <p>しかしながら、ブルーレイレコーダーは、高画質を謳い文句とする光ディスクであり、高画質が求められる映画鑑賞などのための高価な機器である。</p> <p>したがって、調査研究活動において必要性が認められる機器ではない。政務調査における情報収集としてはより安価なDVDレコーダーでも十分に可能である。また、DVDレコーダーであれば多くのパソコンに普及しており、情報媒体としての利便性はブルーレイディスクを優に上回る。</p> <p>政務調査費に関する用途基準の運用マニュアルは、私的な資産形成につながるような事務機器の購入を禁じているが、上記のようにDVDレコーダーの方が利便性が高いにもかかわらず、高価なブルーレイレコーダーを購入することは私的な資産形成につながりかねず許されない。</p> <p>よって、S議員のブルーレイレコーダー</p>	<p>ブルーレイレコーダー(以下「BDレコーダー」という。)はDVDレコーダーに比較して、大容量・長時間記録できるレコーダーであり、デジタルハイビジョン放送の開始に伴い急速に普及している。また、BDレコーダーはDVDディスクの再生機能を併設しているものが一般的である。</p> <p>(甲 35)は、市政に関する調査研究を行うために設置した事務所において、調査研究に必要な情報を記録・保存するために購入したものである。</p> <p>BDレコーダーはDVDとBDの双方に対応できるとともに、本体映像をDVDに焼き付ける場合にも短時間・効率化を図れるものであり、活動に時間の制約を受けることが多い議員が効率的に処理できるBDレコーダーを購入することは、容易に想定できることである。</p> <p>また、請求人が主張するDVDレコーダーは、ほとんどのメーカーが生産を中止し、現在は、BDレコーダーに一本化しているとのことであるので、「必要性が認められる機器ではない。」という主張には根拠がない。</p>

<p>購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	<p>運用マニュアルには、私的な資産形成につながらないように、備品購入の金額について1件10万円未満と上限を設けている。(甲35)はこの基準に沿ったもので、1件29,369円というレコーダーへの政務調査費からの支出が「私的な資産形成につながりかねず許されない。」という請求人の主張は失当である。</p> <p>従って、(甲35)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>
<p>(4) a 議員(ハートフル北九州)の短期間の複数パソコン購入について</p> <p>a 議員は2011年8月20日パソコン1台を購入後、わずか4ヶ月後の同年12月9日に再びパソコン1台を購入している(甲36)。</p> <p>このような短期間でのパソコン購入には、調査研究活動のための必要性が認められない。</p> <p>よって、a 議員の2011年12月9日のパソコン購入費用の政務調査費からの支出は、運用マニュアルに違反しており違法・不当である。</p>	<p>運用マニュアルでは、調査研究活動に必要な場合、パソコン等の備品購入が認められている。政務調査費で雇用している補助職員が事務所で使用することや、議員本人が携帯用として使用することなど、パソコンを複数台必要とすることは当然想定されるため、請求人が主張する「必要性が認められない。」とはいえない。</p> <p>また、政務調査費をどのように使用するかについては、会派及び議員の自主性を尊重し、その裁量にゆだねるとというのが、法及び条例の趣旨であるということは、前述した平成21年12月17日最高裁判決のとおりである。</p> <p>従って、(甲36)に係る政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。</p>
<p>(5) b 議員(ハートフル北九州)の事務所の賃貸料について</p> <p>b 議員は、平成23年4月から平成24年3月まで、毎月の事務所賃貸料を賃貸人に毎月12万円支払ったとして、そのうち半分の6万円を政務調査費から支出している(甲37)。しかし、同議員が提出している12枚の領収書の金額はすべて6万円であり、同議員が賃貸人に1ヶ月分の家賃として毎</p>	<p>当該事務所は調査研究活動とその他の活動を目的として使用しており、当該領収書の添付用紙には、月額12万円の家賃を按分して、2分の1に当たる6万円を政務調査費から支出した旨の記載がある。</p> <p>条例第6条では、政務調査費の精算に際して、政務調査費からの支出に係る領収書の写</p>

月12万円を支払った証拠は存在しない。

政務調査費に関する使途基準の運用マニュアルには、「要した費用の実費を支出することを原則とします」となっており、実費額の証明が支出の要件とされている。

したがって、調査研究活動以外にも利用されている事務所の賃貸料として政務調査費から72万円を支出するには、144万円の賃貸支払を証明する領収書が必要である。しかしながら、b議員については上記のとおり72万円分の領収書しか提出されていないので、同議員の12ヶ月分の事務所賃貸料として政務調査費から支出された72万円のうち36万円については、違法・不当な支出である。

しの添付を義務付けているが、政務調査費以外からの支出に係る書類の添付は義務付けていない。

従って、政務調査事務所の12ヶ月分の家賃である72万円の領収書が提出されたことに問題はなく、「36万円については、違法・不当な支出」という請求人の主張は失当である。

以上のことから、(甲37)に係る、政務調査費の支出に、違法・不当があるとはいえない。